

加入事業所



住商連合健康保険組合

コラボヘルス推進のお知らせ

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

(参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

事業目的および内容

1. 生活習慣病の予防を目的に下記の事業を実施します。

特定健康診査結果およびリスク保有者データの共有による事後指導

共同利用するデータ:生活習慣病関連項目の基準値を上回る者のリストと指導レベル
⇒健保組合が実施する特定健康診査や、人間ドックの「生活習慣病関連項目(血圧・脂質・血糖など)」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の生活習慣に起因すること、(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリ

スクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

2. 健康異常の早期発見・疾病予防を目的に下記の事業を実施します。(一部事業所)
人間ドック結果共有による労働安全衛生法に基づく定期健康診断の代用、被保険者の健康状態把握及び健診事後フォロー等の健康保持の為に必要な措置の実施

共同利用するデータ: 人間ドック検査項目

⇒健康保険組合が実施する人間ドックの検査項目の結果を共有し、労働安全衛生法に基づく定期健康診断に代用する他、被保険者の健康状態を的確に把握し、状況に応じて被保険者の健康保持の為に必要な措置を実施します。

(人間ドック検査項目)

内科健診(問診・聴打診)、身長・体重・腹囲・BMI、視力、聴力、胸部 X 線、肺活量、喀痰、心電図、血圧、眼底・眼圧、胃部 X 線又は胃内視鏡、便潜血、肝機能、脂質、貧血、糖尿病、腹部超音波、検尿、腎機能、血清尿酸、膵機能、婦人科(子宮がん、乳がん)、その他腫瘍マーカー等オプション検査、総合判定・指導事項 等

共同利用する者の範囲

事業所／人事・労務担当(組織)内の担当役職員及び医師・保健師等
(責任者)人事・労務担当(組織)長

健保組合／組合役職員

(責任者)常務理事 TEL:06-6222-6166



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。

さいごに

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の命を守るにつながります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断を受けましょう!

